中央区地域福祉ビジョン2023～2025　全体版

エスディージーズ地域福祉　ハッピーチュウオウ

2023年４月　大阪市中央区役所

目次

はじめに　１ページ

中央区地域福祉ビジョンの基本理念・基本目標　２ページ

エスディージーズと地域福祉の推進　６ページ

中央区地域福祉ビジョン　これまでの経過・位置づけと期間　７ページ

基本目標１　ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現　11ページ

具体的取組１　気にかける地域づくり・人のつながりづくり

具体的取組２　支援を必要とする人の把握と見守り活動の充実

具体的取組３　まち全体で取り組む子育て支援

具体的取組４　多様な住民が暮らしやすい社会の構築

具体的取組５　多様な主体の連携・協働による地域活動の推進

具体的取組６　災害時に備えた人とまちの関わりづくり

基本目標２　様々な支援がつながる包括的支援体制の構築　19ページ

具体的取組１　分野を横断した総合的な相談支援体制の充実

具体的取組２　高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実

具体的取組３　認知症の人を支える取組の推進

具体的取組４　こども・子育て相談と児童虐待対策の強化

具体的取組５　障がい者の相談支援体制の充実

具体的取組６　権利擁護体制の強化

中央区で生活に困ったら？　27ページ

まとめ　30ページ

１ページ

はじめに

区長挨拶

　中央区では、1990年代には、一時５万人台前半まで減少した人口が増加に転じ、多くの高層マンションが建設され現在の人口は11万人を超えました。ビジネス街・繁華がいとしての顔も相まって活気あふれる中央区ではありますが、多くの人が中央区で暮らし中央区と関わる中、安心して生活できるまちであり続けるためには様々な課題があります。

　たとえば、高齢化率の上昇や独居世帯の増加、子育て環境に対する社会資源の不足などが挙げられ、さらには、令和２年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動や社会活動は大きな影響を受けました。なかでも中央区は、非正規雇用やフリーランスなどの就労形態で収入が不安定になり困窮状態に陥ったかたが多く、そのなかには外国籍のかたも多数おられました。地域での様々な取組も、感染防止対策からその多くが休止や変更を余儀なくされました。

　今回の中央区地域福祉ビジョンの改訂にあたり、中央区民、中央区とつながっている人全ての生活に関わるものとして、中央区という素晴らしいまちが未来へ向け持続するため、「誰ひとり取り残さない」をキーワードに、エスディージーズ、の理念を重視しています。うえまち断層や南海トラフなどの大地震への備えは、防災と福祉の連携無しには進められません。こども・子育て支援は、福祉施策だけではなく教育・保健・医療など多くの分野が有機的につながることにより、その効果を十分に発揮します。

　中央区地域福祉ビジョンは、行政だけで達成するものでも行政のための計画でもなく、中央区民はもとより中央区に関わる全ての人や団体・組織などによって推進していくものです。全ての人が安心して生活できる中央区であり続けるために、みなさんと一緒に福祉のまちづくりに取り組んでいきましょう。

令和５年３月　中央区長　いなみね　かずお

２ページ

中央区地域福祉ビジョンの基本理念

誰ひとり取り残されることなく、全ての人が安心して暮らし続けられる福祉のまち

中央区地域福祉ビジョンとは？

「中央区として地域での福祉をどのように考え、どのように取り組んでいくか」・を、住民の皆様、社会福祉法人やエヌピーオー・企業などの地域で活動する多種多様な団体、区役所をはじめとした公的機関において、理念や目標、取組方針などを示し共有するもの

中央区地域福祉ビジョンがめざすもの

「支え手」・「受け手」・といった役割を超えて、地域に関わる全ての人がつながるコミュニティ形成をめざす・地域共生社会・の実現

幸せな暮らしの実現を積極的に追求し中央区に住み続けたいと思えるような地域社会をめざし、地域住民が主体となって実践していく・増進型の地域福祉・の実現

３ページ　そもそも福祉とは？

中央区では、・ふだんの・くらしを・しあわせに・と考えています

様々な分野ごとの専門的な制度施策による支援・「ウェルフェア」・主体から全ての人々の幸せを目指す概念・「ウェルビーイング」への広がり

専門的な制度や施策による支援も「福祉」ですが、中央区にお住まいの人、中央区とつながっている人、全員の日常生活に関わる多くのことも「福祉」であり、みなさんの暮らしを幸せで豊かなものにしていくための・増進型の地域福祉・を推進していくことが重要です

イメージ図

ウェルフェアにあたるもの

虐待対策・生活保護・権利擁護　など

ウェルフェアとウェルビーイング両方にまたがるもの

高齢者支援　・障がい者支援　・ひとり親支援　・困窮者支援　・こども子育て支援　・保健医療　・など

ウェルビーイングにあたるもの

まちづくり　・地域活動　・住まい　・教育　・防災　・雇用　・労働　・など

４ページ

中央区地域福祉ビジョンの基本目標

基本目標１

ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現

地域に暮らす様々な人達が・「お互いに気にかける」・つながりのあるかんけいせい

こども、高齢者、障がい者など全ての人々が役割を持ち、自分らしく暮らす社会

福祉のコミュニティによるまちづくり

基本目標２

様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

支援を要するすべての人に必要な支援がいき届く、相談支援体制づくり

複合的な課題、困難な課題を抱えたかたに対する相談支援体制の充実

地域の福祉サービスと保健・医療など様々な分野の機関との連携

５ページ

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

厚生労働省ホームページより、イメージ図転写

国がしめす方向性

地域住民の気にかけ合うかんけいせい

つながり・支え合い、に沿うものとして、

中央区地域福祉ビジョン基本目標１

地域共生社会の実現・気にかける地域づくり、を設定

国が示す方向性

専門職による伴走型の支援・寄り添い型の支援、に沿うものとして

中央区地域福祉ビジョン基本目標２は

様々な支援がつながる体制

断らない相談支援、と設定している

孤立することのない社会の構築が重要

6ページ

エスディージーズと地域福祉の推進

エスディージーズ

（サスティナブル　デヴェロプメント　ゴールズ）

2015（平成27）ねんに国連で採択

「2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標」

17のゴールと169のターゲットから構成

・直接的な福祉の推進に関わるゴール

「１　・貧困をなくそう」

「２　・飢餓をゼロに」

「３　・すべての人に健康と福祉を」など

・広くウエルビーイングに関わるゴール

「４　・質の高い教育をみんなに」

「５　・ジェンダー平等を実現しよう」

「８　・働きがいも経済成長も」

「１０　・人や国の不平等をなくそう」

「１１　・住み続けられるまちづくりを」

「１６　・平和と公正を全ての人に」・など

エスディージーズの誓い

地球上の誰一人取り残さない

と

中央区地域福祉ビジョンの基本目標

ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現

様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

は同じ考え方

7ページ

中央区地域福祉ビジョンに関係するできごと

これまでの経過

平成12年（2000年）社会福祉事業法が改正され、社会福祉法が施行される

同法第107条に「市町村地域福祉計画」の策定が定められる

平成16年（2004年）「大阪市地域福祉計画」を策定

地域福祉の基本的な理念と方向性を示すもの

平成18年（2006年）「第1期中央区地域福祉アクションプラン」を策定

地域を基盤とした官民協働による福祉の推進をめざす

平成21年（2009年）「第2期大阪市地域福祉計画」を策定

平成23年（2011年）「第2期中央区地域福祉アクションプラン」を策定

平成24年（2012年）「大阪市地域福祉指針」を策定

各区において・「地域福祉計画かっこビジョンかっことじ」・を示し特色のある取組を推進するとされる

８ページ

経過のつづき

平成29年（2017年）「中央区地域福祉ビジョン」を策定

中央区で特色のある取組による地域福祉の推進をめざす

平成30年（2018年）社会福祉法が改正される

地域福祉計画の策定が任意から努力義務となり、福祉施策に関する総合上位計画とされる

平成30年（2018年）「大阪市地域福祉基本計画」を策定

基本理念や市域全体で実施するべき基礎的な取組を定める

令和2年（2020年）「中央区地域福祉ビジョン」を改訂

同年、社会福祉法が改正される

「地域共生社会」の理念や、「包括的支援体制」、の考え方が示される

令和3年（2021年）「大阪市地域福祉基本計画（第2期）」を策定

令和5年（2023年）「中央区地域福祉ビジョン2023～2025」を策定

「大阪市地域福祉基本計画」と一体てきに地域福祉計画を形成するものとして策定

「地域共生社会」と「包括的支援体制」を基本目標の軸とする

9ページ

中央区地域福祉ビジョンの位置づけと期間

「大阪市地域福祉基本計画との関係」

「大阪市地域福祉基本計画」

社会福祉法第107条に規定された・「市町村地域福祉計画」・を、各区の地域福祉計画等と一体てきに形成するもので、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取組等を示し、各区の地域福祉の取組を支える計画

「中央区地域福祉ビジョン」

中央区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための計画であり、中央区の福祉課題に対応したものとなるよう、「ニアイズベター（住民に近い決定ほど望ましい）」という、地方分権の基本的考え方に基づき策定

大阪市基本構想のイメージ図掲載

10ページ

「中央区将来ビジョンとの関係」

「中央区将来ビジョン」

中央区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめたもの

「中央区地域福祉ビジョン」

「中央区将来ビジョン」のうち「柱２　・安全・安心・快適に暮らせるまち」、「柱３　・こどもの未来をみんなで育むまち」、「柱４　・誰もが幸せに暮らせるまち」、に関する取り組みの方向性を具体的に示し、取組を強化するもの

「中央区地域福祉ビジョンの期間」

令和５（2023）年度から令和７（2025）年度までの3年間

・状況の変化に速やかに対応できる計画期間

・期間中は目標ごとの進捗を測定、評価、検証しながら、次期ビジョンの策定へ反映

11ページ

基本目標１：ともに支えあい助けあう地域共生社会の実現

地域共生社会とは（イメージ図を掲載）

出典：厚生労働省、ホームページ

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「大阪市基本構想」より

だれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、障がいを通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり

この2つは、誰ひとり取り残さないエスディージーズ地域福祉

12ページ

「地域共生社会の実現と中央区将来ビジョンのめざすまちづくりとのリンク」

豊かなコミュニティのもとふれあい支え合う、ずっと暮らし続けたいまち

方針１　・わたしたちのめざす将来像

ゆるやかにつながるまち

方針２　・各施策共通の考え方

「具体的取組の軸となる考え方」

・気にかける地域づくりの推進

住民の皆さんが気づき支えあい助けあうまちの実現へ

・地域における資源と人の持続的な循環

ずっと暮らし続けたい住民の幸福度が高いまちの実現へ

・住民による様々なコミュニティの構築

こどもから高齢者までゆるやかにつながるまちの実現へ

・多様な価値かんとた文化の共生

全ての人が尊重され人権が守られるまちの実現へ

地域共生社会

中央区に関わる全ての人と団体が一丸となり取り組むよう目指します

13ページ

具体的取組１

気にかける地域づくり・人のつながりづくり

現状の課題、

・転出者が多く人口流動性が高いまちである

・住民の９割以上が集合住宅に住んでおり、近隣住民との日常的関わりの少ないかたが多く、新たなコミュニティのありかたが必要となっている

これに対しては、あらゆる世代の住民へ向けた地域行事への参加の機会づくり

マンション住民向けのイベント実施やコミュニティ創出

各地域における地域社会福祉協議会・連合振興町会・地域活動協議会などによる地域活動への参画推進

二つ目の現状の課題、

・地域の活動やコミュニティに関する情報が少ない

これに対しては、

より多くのかたへ向けた広報活動・学習研修活動・出前講座などによる情報発信

めざす姿は

ゆるやかにつながる、多様な地域コミュニティ

誰ひとり取り残さない「気にかける地域づくり」

桃園地域の見守り声かけ訓練の様子の写真を掲載

１４ページ

具体的取組２：支援を必要とする人の把握と見守り活動の充実

現状の課題として、

・独居高齢者世帯や日常生活に不安を感じる高齢者が増加している

・支援につながっていない要援護者が孤立化するリスクがある

これに対して、

見守り相談室と地域福祉コーディネーターによる要援護者支援と見守りを行う目的として、

〈要援護者の見守りネットワーク強化事業・地域福祉活動事業（コーディネーター）〉を行う

ふれあい喫茶やふれあい型食事サービスなどの地域福祉活動による対象者の把握

地域単位での見守り活動に関する情報共有

（民生委員児童委員協議会・地域社会福祉協議会などによる取組）

めざす姿

孤立する人が生じない見守り体制と支援のネットワーク

地域コーディネーターによる配食サービスでの近況確認活動の様子の写真を掲載

地域見守り活動を情報共有している様子の写真を掲載

１５ページ

具体的取組３：まち全体で取り組む子育て支援

現状の課題、一つ目として

・子育て世帯の増加に対し子育て支援の資源や親子の居場所が不足している

これに対して

親子が安心して利用できる居場所づくり、子育て世帯と地域活動のつながりづくりの推進

「パンジーひろば」の開催、子育て講座の開催など

「こどもの居場所連絡会」による子どもの居場所づくり・こども居場所フェスタの開催など

現状の課題二つ目として、

・地域とのつながりが薄く子育ての相談をする相手がいない人が増えている

これに対しては、

様々な媒体を活用した子育て支援情報の発信

子育て情報マップ、「てくてくナビ」、子ども・子育てプラザの活動など

地域の子育て応援活動の支援

地域子育てサークルの活動支援や情報共有・こども食堂やこどもの居場所の活動支援など

めざす姿は

親子の居場所がたくさんあり、みんなが子育て世帯を応援する子育てにやさしいまちづくり

子育て支援サークル「パンジーひろば」を区内マンションで実施している様子の写真を掲載

16ページ

具体的取組４：多様な住民が暮らしやすい社会の構築

現状の課題一つ目として、

・外国につながる市民の増加に対し言語や文化の違いへの理解が十分ではない

これに対しては、

外国につながる市民が地域で不自由なく暮らせるよう支援できる資源の開拓

たぶんか共生みらい活躍応援事業、外国人コミュニティとの連携推進など

「中央区地域福祉ビジョン」たげんごばんの作成

現状の課題二つ目として、

・基本的人権や多様性を尊重する意識をさらに向上し、住民の多様性をほうせつする社会を推進する必要がある

これに対しては、

全ての住民が尊重されるまちづくりへ向けた広報周知・啓発の推進

バリアフリー化の促進や障がい者スポーツ活動の推進

多様な性のあり方、LGBTなどに関する理解の促進

ひとり親世帯支援の強化

更生保護との連携

めざすべき姿は

全ての人がお互いのアイデンティティを認め合い「人権」を尊重する社会へ

区民まつりでのボッチャ体験の様子を写真掲載

17ページ

具体的取組５：多様な主体の連携・協働による地域活動の推進

現状の課題の一つ目は、

・地域で活動する人が高齢化・固定化の傾向にあり活動の主体となる人材が不足している

これに対しては、

地域での様々な主体による活動と地域福祉活動との連携強化

ボランティア・市民活動センターを中心とした、地域福祉ボランティア活動の展開

現状の課題の二つ目は、

・社会貢献をめざす企業と支援ニーズのマッチングを強化する必要がある

これに対しては、

企業や団体への地域福祉活動の紹介や参画促進

フードドライブや寄付・基金などによる民間ベースの支援ネットワーク構築

社会福祉法人やエヌピーオー法人などを主体とする地域福祉活動の推進

めざす姿は

企業や団体も積極的に関わる全員参加の地域福祉をめざすコミュニティの構築

認定エヌピーオー法人ディーピーによる「ミナミの街中アウトリーチ」　状況写真の掲載

「北御堂フードパントリー」で食糧支援・就労相談を実施した状況写真の掲載

１８ページ

具体的取組６：災害時に備えた人とまちの関わりづくり

現状の課題一つめは

・避難行動要支援者の把握と対応を進める必要がある

これに対しては、

防災分野と福祉分野の連携による個別避難計画の作成

地域の防災訓練などにおける避難誘導支援の周知

現状の課題二つ目は、

・大規模な地震やふうすいがいに対する福祉的観点からの備えが必要である

これに対しては

「大阪市中央区防災計画」による取組との連携・連動

全ての住民が日常から災害時に備えておく自助の啓発

めざす姿は、

福祉の視点を取り入れた防災の取組や災害時支援の取組をめざして

防災出前講座　状況写真の掲載

地域防災リーダーの訓練　状況写真の掲載

南小学校での避難じょ解説訓練　状況写真の掲載

19ページ

基本目標２：様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

厚生労働省ホームページから抜粋した図の掲載

これと

「社会福祉法第106条の３（抜粋）」

市町村は、（中略）地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

これは、

誰ひとり取り残さないエスディージーズ地域福祉と捉える

20ページ

包括的支援体制の構築へ向けてかなめとなる２つの機能

断らない相談支援

様々な相談を受け止め、対応や連携調整を行う機能

社会的つながりが希薄な世帯に対する支援

対象者を確実に把握し、必要な支援へ的確につなげていく機能

「具体的取組の軸となる考え方」

・相談支援機関のネットワーク強化

専門機関が役割分担し必要な支援を提供するまちの実現へ

・他分野が連携した支援体制の構築

保健医療や教育と福祉がつながっているまちの実現へ

・新たな社会資源の開発

必要な支援を新たに創り出すことができるまちの実現へ

・相談支援機関の情報発信

支援が必要な人へ支援の情報が確実に届くまちの実現へ

これらを、行政と関係機関を中心に支援体制を構築します

21ページ

具体的取組１：分野を横断した総合的な相談支援体制の充実

現状の３つの課題

・福祉課題が複雑多様化し、せさく分野ごとの体制では対応しきれない

・制度の狭間にあり支援が届きにくいことがある

・ヤングケアラー、はちぜろゴーぜろ問題など、た世代が関わる課題が増加している

これらに対して、

「断らない相談支援」の推進

総合的な相談支援体制（つながる場）の充実による支援方針の共有と役割分担の整理

生活困窮者支援を中心とした、た分野が共同する支援体制の構築

各種社会保障制度が必要な人へ確実につながるセーフティーネットの構築

各種相談窓口に関する情報発信の強化

支援を必要としている人をキャッチする支援機関の機能強化

相談支援機関が「つながる・知り合う・学び合う」必要な支援が全ての人に届く体制の構築

「つながる場」による支援調整の様子の状況写真を掲載

22ページ

具体的取組２：高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実

現状の課題一つ目は

・超高齢化社会・長寿社会が進行する中、より長い健康寿命が重要である

これに対しては

生活支援・介護予防の取組推進とサービスの充実

「なにわ元気塾」の開催、生活支援コーディネーターによる地域資源・サービスの開発と情報の周知など

現状の課題２つめは

・在宅高齢者福祉の機能強化や医療介護の連携強化が必要である

これに対しては

地域包括支援センターを中心とした支援機関の連携システムの構築

医療・介護・生活支援などが一体てきに提供される体制づくり

在宅医療・介護サービスの連携推進と利用拡大

「包括支援センター運営協議会、包括いきいき連携会議、きょたく介護支援事業者連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域ケア研究集会などによる機能強化とネットワーク構築」

「中央区シニア知っとく帳」や、「中央区在宅あんしんマップ」の作成などの取組、在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる専門職支援など

めざす姿は

住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまちであり続けられる支援体制の構築

23ページ

具体的取組３：認知症の人を支える取組の推進

現状の課題として、

・認知症の人を支援する活動や施策があまり知られていない

これに対しては

初期集中支援や行方不明高齢者捜索支援など、認知症施策の広報周知強化

「オレンジチーム」、「中央区認知症のことならなんでも案内サイト」など

いきいき百歳体操・老人クラブ活動・キャラバンメイト・認知症カフェなどによる、

健康・居場所・仲間づくりの推進

認知症のかた本人と家族の両方をサポートする体制の充実

めざす姿は

認知症になっても安心して暮らせる地域コミュニティとネットワークの構築

「オレンジチーム」の啓発活動　状況写真の掲載

「わたしのまちの認知症ガイド」表紙写真掲載

24ページ

具体的取組４：こども・子育て相談と児童虐待対策の強化

現状の課題一つ目として

・児童虐待通告件数や子育て相談件数が増加を続けている

・支援につながっていない親子を支援につなげる取組が必要である

これに対しては

こども相談センターや関係機関を連携した要保護児童対策の強化

地域の子育て支援機関・学校園・こどもの居場所との連携による見守り支援体制の強化

「こどもサポートネット、こねっとほーむ強化プロジェクトなど

ヤングケアラーへの相談支援の取組強化

保育コンシェルジュによる支援

現状の課題二つ目として

・母子保健と子育て支援の連携をさらに強化していく必要がある

これに対しては

保健師による顔のみえる相談支援体制の充実

「4歳児訪問・フレッシュママの集い・わくわくマタニティスクールなど」

めざす姿

「重大な児童虐待ゼロ」をめざしたこども・子育て支援体制の構築

25ページ

具体的取組５

障がい者の相談支援体制の充実

現状の課題として、

・障がい福祉サービス利用者が急増し、対応を図る必要がある

・障がい者支援に関するネットワーク整備が十分ではない

これに対しては、

障がい者基幹相談支援センターを中心とした連携体制の強化

自立支援協議会の取組など

福祉サービス利用支援の機能強化

障がい者就労の環境整備

地域で障がい者を支援する資源の開発・開拓

ハンズちゅうおうによる取組など

めざす姿は

障がい者と家族が暮らしに困らないまちを支えられる

安定した福祉サービスが提供される体制の構築

中央区内の障がい福祉サービス事業所の様子の写真掲載

26ページ

具体的取組６：権利擁護体制の強化

現状の課題として

・高齢者や障がい者への虐待対策を強化する必要がある

これに対しては

虐待防止の啓発と速やかに虐待対応できる体制の構築

出前講座の開催、広報の強化など

障がい者・高齢者虐待防止連絡会議の開催など

現状の課題として

・高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる支援が必要である

これに対しては

成年後見制度の周知啓発や日常生活自立支援事業の利用促進

成年後見支援の取組、「あんしんさぽーと」の取組など

認知症施策と連携強化

めざす姿は

障がい者・高齢者の権利が守られ、安心して暮らせるまちを支える体制の構築

高齢者虐待に関する出前講座の様子を写真掲載

27ページ

中央区で生活に困ったら？

中央区には、区役所、区社会福祉協議会をはじめ、様々な分野の専門的な相談機関がたくさんあります。

住民同士の助け合い・支え合いや地域での活動や取組では対応が難しい、困難な問題や複合的な課題などは、重大な状況になる前に専門的な支援を受け、早期に解決することが非常に重要です。

暮らしていく上で困ったことが生じた時には、抱え込まずになるべく早く誰かに相談しましょう！

相談先が分からないときは、「くらしサポート中央」（区役所4階）へお気軽にご連絡ください。適切な相談先のご案内や専門機関と連携した対応などを行います。

28ページ

中央区役所・中央区社会福祉協議会各機関の連絡先一覧表

中央区役所内の担当

高齢者・障がい者・難病などに関する各種手続は

保健福祉・保健福祉担当

06-6267-9857

介護保険に関する各種手続は

保健福祉・介護保険担当

06-6267-9859

保育に関する相談、ひとり親に関する相談、子育てに関する相談、ディーブイ相談、ヤングケアラー相談などは

保健福祉課・子育て支援・保育担当

06-6267-9865

保健衛生、生活環境に関する各種相談手続は

保健福祉課・運営担当

06-6267-9882

保健師への健康相談、精神保健福祉相談は

保健福祉課・地域活動担当

06-6267-9968

生活保護の相談手続きなどは

保健福祉課・生活支援担当

06-6267-9872

中央区社会福祉協議会関係

地域包括支援センター（高齢者の総合相談【旧南区】）、生活福祉資金貸付相談、あんしんさぽーと（金銭管理と福祉サービス利用の援助）、見守り相談室（要援護者や社会的孤立者の対応）、ボランティア・市民活動センター（ボランティア・市民活動に関する相談）などは

在宅サービスセンターふれあいセンターもも

06-6763-8139

高齢者の各種相談、レクリエーションなど、旧東区のかたわ

東老人福祉センター

06-6941-7719

高齢者の各種相談、レクリエーションなど、旧南区のかたわ

南老人福祉センター

06-6213-2172

子育ての情報提供、子どもの遊び場提供などは

子ども・子育てプラザ

06-6213-2171

生活のお困りごとに関する各種相談は、区役所４階にあります

くらしサポート中央

06-7507-1487

29ページ

各種相談機関リストを掲載

高齢者の総合相談・旧東区にお住まいのかたわ

北部包括支援センター

06-6944-2116

認知症に関する相談は

オレンジチーム

06-6948-6639

高齢者・障がい者に関する休日・夜間の電話相談は

休日・夜間福祉電話相談

06-4392-8181

障がいに関する各種相談は

障がい者基幹相談支援センターいきいき

06-6940-4185

発達障害に関する各種相談は

エルムおおさか

06-6797-6931

こころの悩みに関する相談は

大阪市こころの健康センター

06-6923-0936

非行・問題行動などの相談、発達や性格に関する相談。こどもの養育が困難な場合の相談などは

大阪市中央こども相談センター

06-4301-3100

いじめなどの悩みを24時間対応は

24時間こどもエスオーエスダイヤル

0120-07-8310

児童虐待の相談・通告を24時間対応は

児童虐待ホットライン

0120-01-7285

30ページ

まとめ

地域福祉ビジョンの取組を推進するための、区役所のミッション

寄り添う

区民に寄り添い、気にかけ、気づき、必要な支援につなげられるよう職員の、福祉マインドりょくを強化します。

発信する

地域福祉ビジョンの施策展開に沿って情報発信し、区民の声を区政に反映するしくみを充実します。

向上する

生活の向上、幸福感の向上を区民に実感いただけるよう、福祉サービスの強化に取り組み続けます。

協働する

地域の様々な団体と協働し、区民が暮らしやすい地域コミュニティの構築をめざして連携を推進します。

31ページ

地方自治法第1条の２

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

区役所のおしごと

基本は福祉

ですが・・・

中央区の地域福祉の推進は、区役所だけで取り組めるものではありません！

区民の皆様や様々な団体・組織とともに進めていくものです。

みんなが幸せな中央区をみんなでめざしましょう

中央区で暮らす人、中央区とつながっている全ての人の日常生活を豊かで幸せにするための地域福祉・・・ハッピーチュウオウ

中央区地域福祉ビジョンのホームページはこちら

アルファベット小文字で

エイチティーティーピーコロンスラッシュスラッシュダブリューダブリューダブリュードットシーアイティーワイドットオーエスエーケーエードットエルジードットジェイピースラッシュシーエイチユーオースラッシュピーエージーイースラッシュゼロゼロゼロゼロゴーキューニーゴーイチゴードットエイチティーエムエル

アドレス右側にアドレスのQRコードを掲載

以上、

編集・発行・中央区役所保健福祉課（保健福祉）

郵便番号 541-8518

大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

電話：０６－６２６７－９８５７

ファックス：０６－６２６４－８２８５

イーメイル：アルファベット小文字で

ティーイーゼロゼロゼロ９アットシーアイティーワイドットオーエスエーケーエードットエルジードットジェイピー